

とよどり市報

「私たちは公共物を大切にしましよう」

(鳥取市民憲章)



文化財シリーズ (5) 聖神社 本殿

今日は聖祭りで街々はふくれ上がるが、神社の本殿が県文化財であることを知る人は少ない。この本殿は宝永七年（一七一〇）の改築で、雄渾な気魄に富み、古来の伝統を守つてその特徴を美しく発揮した建造物、ぐるりの彫刻とともにこの地方の工匠の腕がいかにすぐれていたかを語ってくれる。神社の隣地には「切支丹灯籠」もある。

5月のことよみ

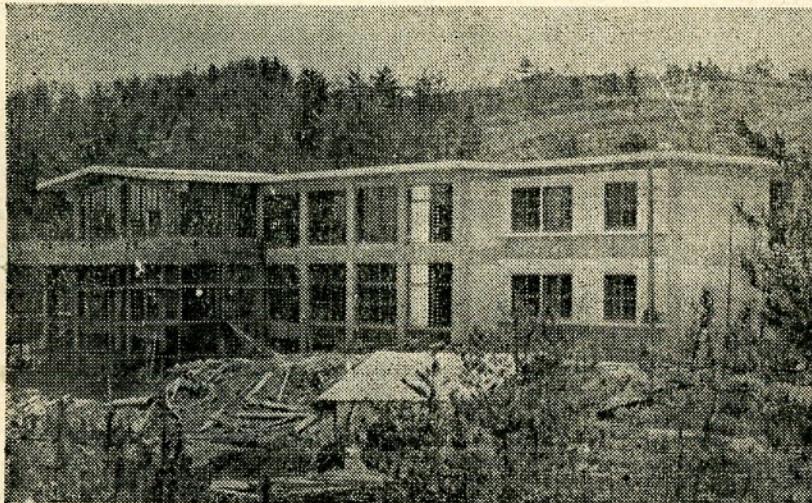
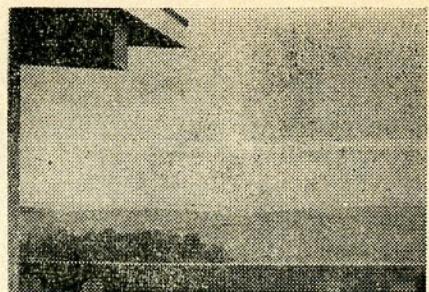
母の日	5日	10日	16日	20日
愛鳥週間	16日	13日	16日	20日

- 国民体育デー
国民宿舎開所式
こどもの日
★市陸上選手権大会（3日、鳥大グラント）
★中国高校相撲大会（3日、体育館）
★子供卓球大会（5日、体育館）
★市庁舎建設審議会（上旬）
★国民宿舎開所式（16日、砂丘）
★市納稅貯蓄連理事会（11日）
★公民館主事会（毎週月曜日、体
育館）
★町内会連合会総会（中旬、自治会館）
★農協合併設立委員会（中旬）
★市畜産振興会総会（同）
★水稻病害虫防除薬剤配布（同、全市）
★テレビ「鳥取案内」（17日、日本海テレビ、市企画）
★鳥取祭（18～20日 8ページ参照）
★中四国大学武道大会（19、20と25～27日、体育館）
★日本体操祭鳥取大会（20日、公設グランド）
★区長会評議員会（下旬）
★学校統計調査（月間中）
★農地一斉評価（同）
★腸バラチフス予防注射（月間）

国民宿舎（砂丘荘）が完成

さきゅうそう（電話6235番）さきゅうそう

5月16日に開所式



—写真は国民宿舎「砂丘荘」の全景—



鳥取市長
高田 勇

市民の方も

ご利用ください

鳥取砂丘、多鯨力池南西に昨年9月から工事中だった市休養施設、国民宿舎「砂丘荘」は、ようやく完工の運びに至り、5月16日の午前10時から現地で開所式を行ないます。

○：近年、国民生活が安定し保健休養思想が高まつて、自然公園や温泉を利用する人々が増え

○：そこで、日本一大の砂丘に人々が気軽に泊れる施設をこしらえたいと考え、昭和35年度の厚生年金保険積立金還元融資を頼んでみましたところ、二千万円貸してもらいましたので、35

年度中に建てる計画でしたが、中途、国定公園特別指定地域制定、国道新設等の

問題があつたため着手がおくれました。しかし昨年9月25日に起工式をあげ、このたび完成をみるに至りました。

○：この砂丘荘は厚生省の指示に従つて運営することになります。今後、余暇を利用して人生、自然を楽しむ全国の人々に利用され、便利がられることが存じますが、休けいの大広間や風呂もありますから、市民の皆さんもせいぜい利用していただき、すばらしい大砂丘の景観とともに末長くいだわっていただきたいと存じます。

◇国民宿舎「砂丘荘」規模

構造『鉄筋コンクリート二階建て、延べ三〇二坪』

一部厨房など地階、客室二六畳4、八畳3、十畳1、

25畳集会室1、60畳大広間

1（以上和室）食堂、ホー

ル、浴室、事務室、厨房各

1、水道、電気、電話つき

収容人員宿泊七七人、休憩二〇〇

人

申込みは数日前に砂丘

荘（電話6235）か、市商工観光課（代四一一一）へ

総工費二、八五〇万円

六畳（三）一五〇円、八畳（四）二〇〇円、十畳（五）三五〇円、集会室（一）四〇〇円、大広間（三）六〇〇円、食堂（二）五〇円

△利用料金

【宿泊】一泊二食付き七〇〇円

素泊り三五〇円

ただし大広間で团体宿泊する場合は二食付き一人五〇円

【食事料】朝食一〇〇円、昼食一〇〇円、夕食二五〇円

【各室使用料】三時間、カ

ツコ内定員

ヘギ地の産業開発と、東部観光ルートの設定をかねて、吉岡地区的洞谷から鹿野町に抜ける道路をつけることになり、4月20日現地で起工式がありました。市の工事分は約一千メートルで、中員5メートルの道路を今年と来年でつくります。

※これらの事業はいづれも市の失業対策事業として行なうもので、本年度の同事業費には延べ四万七千人分、四千万円を計上しています。

できました。とくに本市の鳥取砂丘は、宣伝が普及しため年間百万人の観光客が訪れておりますが、宿泊施設が十分でないため当市に泊まるお客様はその二二%

ほどで、他は中西部、島根県方面の温泉地へ行つてしまします。

鳥取砂丘は厚生省の指示に従つて運営することになります。今後、余暇を

施設が十分でないため当市に泊まるお客様はその二二%

ほどで、他は中西部、島根県方面の温泉地へ行つてしまします。

市道の舗装

東品治、大黒座前など

市では、花見橋袋川北岸、東品治生協病院前市道につづいて、4月から北本寺青果市場前一〇〇メートル、東品治鳥銀横入ル山白川端まで二三五メートルの道路を舗装し、つづいて隣りの昭和通り二四四メートル、南北に県信連前通り二五四メートル、鳥映前通り四一メートルの東品治一帯の舗装と、6月には瓦町ロータリーから西に大黒座前線の行徳線を二五五メートル舗装する予定ですから市内も歩きやすくなります。ただし車はスピードを出しき事故のないようにしましよう。西品治、新茶屋通りの県道舗装完成式も4月6日にありました。

△吉岡・鹿野間の市道もへぎ地の産業開発と、東部観光ルートの設定をかねて、吉岡地区的洞谷から鹿野町に抜ける道路をつけることになり、4月20日現地で起工式がありました。市の工事分は約一千メートルで、中員5メートルの道路を今年と来年でつくります。

※これらの事業はいづれも市の失業対策事業として行なうもので、本年度の同事業費には延べ四万七千人分、四千万円を計上しています。

○：「運動をするヒマなど
とてもない」という人は、
おそらく一、二分の体操が
どのくらい効

運動することは筋肉の維持
発達にとっての必須条件で
す。「腰まがり」は中年以
上の人が、それも婦人に多い
ものですが、これもこのこ

腰の筋肉は腰をあげること
により伸びのですが、伸
びる度合が長く、かつ繰り
返えされると、筋肉の収縮
力が弱まつて、遂には腰ま
がりになつてしまふので

000000000
毎週月曜はルス

公民館主事の勤務



民谷主事

自動車泥棒をつかまえる

市税務課員の民谷太郎

さん

(野坂)

は、2月7日

夜、市内新町通りで自動車

泥棒をつかまえ、3月23日

県警察本部長から感謝状を

もらいましたが、「こわくも

何んともなかつた」そうで

す。

月曜日は公民館行事はでき

ません。ご了承ください。

（公民館係）

は、4月末から、毎週月曜

日のは体育館内の市教委

に集まって、行事予定の報

告や打ち合わせ、運営のた

めの研究などを行なうこと

になりました。

それで、各地区とも毎週

月曜日は公民館行事はでき

ません。ご了承ください。

（公民館係）

<

鳥取市の都市改造の歴史

大正10年から論議す

○：都市改造の歴史
○：大正八年の市会に、町名区域変更案が上程されています。鉄道開通とともに袋川筋がさびれ、人口が年々に若桜街道から東品治方面に移動をはじめた結果、変更の必要に迫られたのでした。これは市民の反対が強くて廃案になりましたが、十年七月には臨時勢調査会が設けられるに至っています。市勢の伸長と、その将来の発展にそなえて、市政の大綱を定めようとするものであります。

○：この調査会は三分科会に分かれ、第一は区画整理、交通、上下水道、治理、第二は産業、財政、社水、第三は教育、衛生、保安を担当し、委員は市会議員のほか西村重久、松井幹一、野一色益吉、小田政美、和島秀蔵、林重浩、柴田秀蔵、米沢喜男など当時の指導的な市民が委嘱されています。千代川改修、中等学校増設、道路改修、市営住宅、公設市場などの問題が論ぜられはじめた時代のことでした。

37年度、固定資産税額のベスト・10

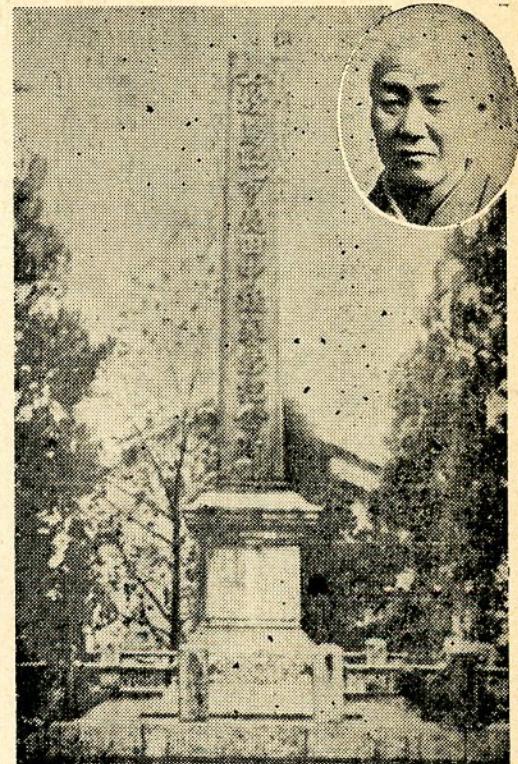
今年の固定資産税の法人個人の納税ベスト・テンは別表のとおり。なお37年度の市固定資産税調定額は1億5千2百万円。

【個人10傑】

順位	氏名	住所	職業	年税額	昨年順位
1	吉村哲三治	立川四丁目	職業	656,600円	128
2	上田一昇	西町一丁目	無医	271,700	107
3	森田志	吉東吉方	旅館業	271,100	745
4	矢谷一雄	品方	洋装店	251,000	369
5	小国徳	吉東吉方	旅館業	226,700	192,600
6	熊谷元	吉東	旅館業	202,800	169,900
7	西川太郎	東品治	医師	192,600	150,400
8	小渡	東品治	医師	169,900	115,400
9	辺山本	東品治	医師	150,400	115,400
10	太郎	町町	医師	115,400	115,400

【法人10傑】

順位	法人名	年税額	昨年度順位
1	大日本丸	2,800,900円	5
2	自動車株式会社	2,272,000	6
3	相馬株式会社	2,265,700	1
4	扶桑銀行	2,224,100	3
5	国電株式会社	2,015,300	2
6	電紡株式会社	1,438,600	4
7	扶桑銀行	1,191,900	7
8	扶桑銀行	1,175,800	8
9	扶桑銀行	885,900	10
10	大同木材工業株式会社	840,000	11



市役所前の道路拡張のために、庁舎の一部とともに、第二代市長田中政春記念碑の台座も撤去されるようになりました。田中市長は明治二十三年五月に就任

今回の鳥取市政の基礎をつくった人で、三十年三月上京の途次智頭町の宿で急逝するまで十一年間、かけがえのない名市長でありました。

田中市長の記念碑

中供出され、台座のみ残っていたのです。設計は本市民で、美術学校を出た村尾平吉氏であります。されまし

たが、銅碑は戦時に至る鳥取市の姿を書いた「鳥取市七十年」の市史予約申し込みを受け付中です。一冊一、五〇〇円。総務課まで

震災のあと市街地街路の拡幅が行なわれましたが、二十七年大火のあと、はじめて大がかりの工事が行なわれたことは市民のよく知るところであります。

都市改造はいまやさらに新たな構想で拡充されつ

ありますが、市史をひもといえますと、一つの仕事もこのように根が深

いことがわかります。

市ではいま明治から現代

といえますが、市史をひもといえますと、一つの仕事もこのように根が深

いことがわかります。

市ではいま明治から現代

といえますが、市史をひもといえますと、一つの仕事もこのように根が深

いことがわかります。

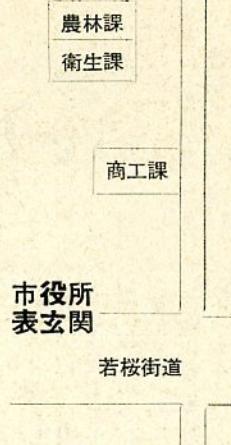
市ではいま明治から現代

といえますが、市史をひもといえますと、一つの仕事もこのように根が深

いことがわかります。

商工、農林課が移転

県庁前から中電支店角までの若桜街道が拡張されるため、市庁舎表玄関左の商工観光課、農林課（二階）のいた建物を急にとりこわすことになり、4月17日から両課はそれぞれ別団の場所に移転しています。



選挙は6月20日です

駅南区画整理審議委員の選挙日

4月号でお知らせした

ました。

駅南工場地帯の土地区画整理審議会委員の選挙日程はつぎのようになります

選挙人名簿総覧
(日程)

立候補受け付け
(4月27日～5月10日)

選挙通知発送
(5月26日～6月4日)

選挙
(6月9日～12日)

(都市計画課)

鳥取祭

とっとりまつり

★ ★ ★ ★ ★
自衛隊バンド
広告パレード
体 育 祭 大 名 行 列

(注意) 催しはケガや他人の迷惑などないように楽しみましょう。

〔行事〕(カッコ内開会時刻)

5月18日(金)

鳥取祭開祭式(遷喬校庭10時・奉納獅子舞・傘踊(同11時))

大森神社神幸大祭・聖神社宵祭

19日(土)

聖神社神幸大祭・大行列、おみこし市中行進

20日(日)

広告宣伝パレード(市内主要街道(出発10時)・海上自衛隊音楽隊行進(同)・航空自衛隊飛行機空中ペーパーインント・市民体育祭(公設グランピング9時・自衛艦「まつ」艦内公開 自衛隊・県警バンド合同演奏会(遷喬講堂晩7時)・中四国大学剣道大会(体育館))

(期間中) 鳥取祭協賛大売出し(15～20日) 生花展(婦人会館)事業所対抗野球大会(22～24日) 自衛隊演奏会(21日)

主催 鳥取市・鳥取商工会議所 協賛 神社庁鳥取支部・商店連合会ほか

皆んなうけましょう

腸パラチフスの予防注射

とき 5月中旬～七月上旬

ところ 各校区毎に実施

該当者

(1) 初回免疫＝昭和33年5月1日～54年4月30日生

まれの人。及び前年度の未接種者(三回実施)

(2) 追加免疫＝初回免疫終了から満六十才までの人(一回実施)

(注) 校区ごとの日にちと

知します。

育児相談(時間3時まで)

5月8日 大正、大和

10日 美穂、千代水

11日 木恒

16日 米里、吉岡、東

21日 吉成

22日 神戸、豊実

23日 湖山、松保

24日 明治

乳幼児検診

5月2日 東郷

商工金融

小口(20万)貸付をご利用ください

- 〔特別小口保証貸付制度〕
貸付機関＝市内外各金融機関
貸付(保証)対象

- 常時使用する従業員の数が五人(商業またはサービス業を主たる事業とするときは二人)以下の会社・個人。ただし家族従業者は含まない。
最高二十万円まで
保証料＝年一分五厘
担保＝原則としてとりません。
保証人＝二人以上

市役所商工観光課では、常時皆さんの金融相談に応じておりますが、今年4月から金融逼迫の現況に対応するため、県や信用保証協会と協力してつぎのような特別小口保証貸付制度を実施しておりますから、ご希望の方はおいでください。

県政により

編集発行・鳥取県企画課広報室・印刷 日本海新聞社

いまだ住民中の参議院議員のうち
昭和三十二年七月の第四回参議院
選挙通常選舉で選ばれた議員の任
期はとし七月七日までです。し
たがって改選のため、近く通常選
舉が行なわれます。

わが国の国会は、衆議院と參議
院の二院制を採用しており、どちらも国民の直接選舉で選ばれた「
全国民を代表する議員」によって
構成された「国權の最高機關」と
して重要なことはあらためていう
までもありません。

任期六年でその

五年三年二

の参議院議員選挙を機会に「質

明るく
正しい選挙を

参議院議員通常選挙近づく

（地方課）

（地元選挙委員会）

（公明選挙委員会）

（立候補者）

（公明選挙委員会）

市民課の窓口案内

申請、届出はこうして

この表は、市民課の窓口においてになって、いろいろな届出や申請をされるときに持ってきていただくものや、注意事項があげてあります。目次をやすいところにはって置いてご利用下さい。

届出事項	持参するもの	内容及び注意事項	届出事項	持参するもの	内容及び注意事項
転入した場合 (市外より)	イ、印 判 ロ、転出証明書 ハ、米穀類購入通帳 二、国民健康保険被保険者証 ホ、国民年金証書又は国民年金手帳	転入の日から14日以内に届けて下さい。 世帯主又は本人のものを持参。 米穀類購入通帳の交付を受けている世帯のみ持参。 国民健康保険加入者のみ持参。 (転入の日から10日以内) 国民年金受給者又は国民年金被保険者のみ持参。	2、登録変更の場合 (改印)	イ、新旧の印判 、(注)	登録されている印判及び改めようとする印判を持参。 登録されていた印判を紛失した場合は新たに登録する印判を持参し変更申請書に本市に印鑑登録している者の連署押印と理由書を添えて下さい。代理人による申請には新規登録(1)の場合の注意事項に同じ。
転出する場合 (市外へ)	イ、印 判 ロ、米穀類購入通帳 ハ、国民健康保険被保険者証 (注)	印判はなるべく世帯主のものを持参。 米穀類購入通帳の交付を受けている世帯のみ持参。 国民健康保険加入者のみ持参。 生産世帯(農家の方)は米穀の返済を要します(15才以上1日652g)1ヶ月約1斗3升6合 転出先の住所をよく調べてきて下さい。	3、廃止届の場合 (廃印)	イ、印 判 (注)	登録されている印判持参。 登録されている印判を紛失等のため廃印する場合は、理由書を添えて提出して下さい。 代理人による廃止については新規登録(1)の場合の注意事項に同じ。
転居した場合 (市内異動)	イ、印 判 ロ、米穀類購入通帳 ハ、国民健康保険被保険者証 二、国民年金証書又は国民年金手帳	住所を変更した日から14日以内に届けて下さい。 世帯主又は本人のものを持参。 米穀類購入通帳の交付を受けている世帯のみ持参。 国民健康保険加入者のみ持参(住所の変更した日から10日以内) 国民年金受給者又は国民年金被保険者のみ持参。	印鑑証明	イ、印 判 (注)	登録をされている印判持参。 本人自ら登録されている印判を持参の上申請して下さい。 ただし、やむをえぬ事情により本人自ら申請することができない場合は、代理人をもって申請することができますが、この場合は本人の委任状を持参して下さい。 この委任状には登録してある印鑑を押し取る印紙(五円)を貼付、消印して下さい。
世帯主を変更した場合	イ、印 判 ロ、米穀類購入通帳 ハ、国民健康保険被保険者証	死亡、その他の理由で世帯主を変更したときはその日から14日以内に届けて下さい。 届出人の印判を持参。 米穀類購入通帳の交付を受けている世帯のみ持参。 国民健康保険加入者のみ持参(10日以内)	婚姻届と同時に 転入、転居の届をする場合	イ、婚姻届書 ロ、印 判 ハ、米穀類購入通帳 二、国民健康保険被保険者証 ホ、国民年金手帳	届書1通持参。届書用紙は市民課にあります夫婦相互通印。
出生届の場合	イ、出生届書 ロ、印 判 ハ、米穀類購入通帳 二、母子手帳 ホ、国民健康保険被保険者証	出生の日から14日以内に届けて下さい。届書用紙は市民課にあります。 出生子の本籍が本市にある場合は届書を1通他市町村にある場合は届書を2通持参して下さい。届出人の印判を持参。 米穀類購入通帳の交付を受けている世帯のみ持参。 国民健康保険加入者のみ持参(10日以内)	1、夫婦が本籍住所とともに本市にある場合	イ、婚姻届書 ロ、印 判 ハ、米穀類購入通帳 二、国民健康保険被保険者証 ホ、国民年金手帳	届書1通持参。届書用紙は市民課にあります夫婦相互通印。
母子手帳交付申請の場合	イ、妊娠届出書 ロ、印 判	医師又は助産婦の妊娠證明のある妊娠届出書を持参(医師又は助産婦が発行する)	2、夫婦のいづか一方の本籍住所ともに他市町村にある場合	イ、妊娠届書 ロ、戸籍抄本 ハ、転出証明書 二、印 判 ホ、米穀類購入通帳 ハ、国民健康保険被保険者証 ト、国民年金手帳	届書2通持参。届書用紙は市民課にあります。 本市に本籍のないものの戸籍抄本1通持参。 本市に転入した者の転出証明書持参。 夫婦相互通印。
死亡届の場合	イ、死亡届書 ロ、印 判 ハ、米穀類購入通帳 二、国民健康保険被保険者証 ホ、国民年金証書又は国民年金手帳	死亡の日から7日以内に届けて下さい。 届書用紙は市民課にあります。 死亡者の本籍が本市にある場合は届書を1通他市町村にある場合は2通持参して下さい。届出人の印判を持参。 米穀類購入通帳の交付を受けている世帯のみ持参。 国民健康保険加入者のみ持参(10日以内) 死亡者が国民年金受給者又は国民年金被保険者のみ場合のみ持参。	3、夫婦がともに本市に住所がある本籍が他市町村にある場合	イ、婚姻届書 ロ、戸籍抄本 ハ、印 判 二、米穀類購入通帳 ホ、国民健康保険被保険者証 ハ、国民年金手帳	届書3通持参。届書用紙は市民課にあります夫婦相互通印。
埋、火葬の許可申請の場合	イ、死亡診断書(検査書) ロ、印 判	医師の死亡診断書を持参。 申請人の印判を持参。	転籍届の場合	イ、転籍届書 ロ、戸籍謄本 ハ、印 判 (注)	届書2通持参。届書用紙は市民課にあります。 戸籍謄本2通持参(身分事項記載のもの)。 夫婦で届出をするため各自の印判を持参。 本籍のある者で市内の他に転籍をする場合は届書は1通戸籍謄本はいりません。
印鑑登録する場合 1.新規登録の場合	イ、印 判 (注)	印鑑登録をする印判 印鑑登録申請は本人自ら行って下さい。 やむをえぬ事情により、本人自ら申請することができないときは、代理人をもって申請することができますこの場合は本人自らの委任状を登録申請書に添えて下さい。 委任状には登録する印鑑を押し、収入印紙(5円)を貼付消印して下さい。 申請書は市民課にあります。	各種証明	イ、証明票 ロ、印 判 (注)	証明票を2通持参して下さい。うち1通は市民課に控としていただきます。 申請人の印判を持参。 代理人による場合は代理人の印判も持参して下さい。